

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-産業機械製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和2年2月28日

「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-産業機械製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P6	第1 特定技能外国人が従事する業務 〇7つ目		分野別運用方針別表b. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる「電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みません。
2	P8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 産業機械製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は産業機械製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 なお、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の3分野においては、製造現場	分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 産業機械製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は産業機械製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 なお、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の3分野においては、製

		<p>で従事する業務の多くが共通していることから、技能水準及び評価方法等を統一し、「製造分野特定技能1号評価試験（仮称）」として共通の評価試験を実施する。</p> <p>（1）技能水準（試験区分）</p> <p>別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p> <p>（2）日本語能力水準</p> <p>「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>	<p>造現場で従事する業務の多くが共通していることから、技能水準及び評価方法等を統一し、「製造分野特定技能1号評価試験」として共通の評価試験を実施する。</p> <p>（1）技能水準（試験区分）</p> <p>別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p> <p>（2）日本語能力水準</p> <p>「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>
--	--	---	--